

## 中央防災管理室設置指導基準

### (指導対象防火対象物)

- 1 次に掲げる防火対象物には、中央防災管理室を設けるよう努めなければならない。
  - (1) 地階を含め階数が5以上の防火対象物で、延べ面積が10,000 m<sup>2</sup>以上のもの
  - (2) 高さが45mを超えるもの
  - (3) 延べ面積が1,000 m<sup>2</sup>以上の地下街

### (設置位置)

- 2 中央防災管理室の設置位置は、原則として避難階とし、次のいずれかに適合すること。
  - (1) 屋外に直接出られる室
  - (2) 出入口から二方向避難ができ、一方向は、歩行距離がおおむね10m以内で屋外に出られる室
  - (3) その他、中央防災管理室の業務に従事する者の安全が確保されると認められる室

### (構造等)

- 3 中央防災管理室の構造は、次のすべてに適合すること。
  - (1) 室の一辺が外気に面し、排煙上有効な開口部があること。
  - (2) 他の部分と耐火構造の床（直上階の床を含む。）壁及び防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付又は自動火災報知設備か煙感知器連動閉鎖）で区画されていること。

区画する床、壁又は防火戸に接する外壁は、幅0.9m以上の耐火構造の壁又は0.5m以上突出した耐火構造の庇若しくは、そで壁で造られていること。
  - (3) 壁（床面から上、両面）及び天井は、下地を含め準不燃材料又は不燃材料仕上げであること。
  - (4) (2)の壁等を風道、給排水管等が貫通する場合は、防火防煙上有効な措置が講じられていること。
  - (5) 受付業務用の開口部を設ける場合は、線入り又はアミ入りガラスのはめごろしとし、小窓は、幅及び高さがそれぞれ0.8m以下及び0.6m以下で線入り又はアミ入りガラスの引き違い戸とすること。ただし、開口部の全面に防火シャッター等の防火戸を設ける場合は、この限りでない。
  - (6) 防災活動の統制の拠点として活動できる床面積を有していること。
  - (7) 中央防災管理室及びこれからの避難経路には非常照明灯を設けること。

(管理)

4 中央防災管理室の管理は次によること。

- (1) 警備員用のこんろ又は湯沸器等を設ける場合は、原則として電磁調理器とすること。
- (2) 警備業務に必要な物品以外の物品を持ち込まないこと。
- (3) 防犯、防災設備及び空調設備等の監視、制御並びに出入者のチェック、物品搬出入のチェック、受付け、警備業務以外の用途に使用しないこと。